（重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項）

第二条　前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　［略］

三　変更前の氏名等又は住所

四　変更後の氏名等又は住所

五・六　［略］

2　［略］

3　［略］

一～三　［略］

［号を削る］

四　［略］

（重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項）

第二条　前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　［同上］

三　変更前の氏名、芸名、雅号等又は住所

四　変更後の氏名、芸名、雅号等又は住所

五・六　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一～三　［同上］

四　死亡の理由

五　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　重要文化財保存活用計画等の認定	第一章　重要文化財保存活用計画等の認定
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［同上］
第四節　登録無形文化財保存活用計画（第十九条―第二十一条）	
第五節　重要有形民俗文化財保存活用計画（第二十二条―第二十七条）	第四節　重要有形民俗文化財保存活用計画（第十九条―第二十四条）
第六節　重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十八条―第三十条）	第五節　重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十五条―第二十七条）
第七節　登録有形民俗文化財保存活用計画（第三十一条―第三十六条）	第六節　登録有形民俗文化財保存活用計画（第二十八条―第三十三条）
第八節　登録無形民俗文化財保存活用計画（第三十七条―第三十九条）	第七節　史跡名勝天然記念物保存活用計画（第三十四条―第三十九条）
第九節　史跡名勝天然記念物保存活用計画（第四十条―第四十五条）	第八節　登録記念物保存活用計画（第四十条―第四十五条）
第十節　登録記念物保存活用計画（第四十六条―第五十一条）	第九節　国に関する特例（第四十六条―第五十二条）
第十一節　国に関する特例（第五十二条―第五十八条）	第二章　文化財保存活用地域計画の認定（第五十三条―第五十六条）
第二章　文化財保存活用地域計画の認定（第五十九条―第六十二条）	第三章　文化財保存活用支援団体の指定（第五十七条・第五十八条）
第三章　文化財保存活用支援団体の指定（第六十三条・第六十四条）	
附則	附則
第四節　登録無形文化財保存活用計画	［節を加える。］
（登録無形文化財保存活用計画の認定の申請）	
第十九条　法第七十六条の十三第一項の規定による登録無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。	
（登録無形文化財保存活用計画の記載事項）	
第二十条　法第七十六条の十三第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	［条を加える。］
一　登録無形文化財保存活用計画の名称	
二　登録無形文化財の登録年月日	
三　その他参考となるべき事項	